

## 募 集 要 領

1. 奨学生の対象者 福岡県内の大学の大学院に在学する者でアジア諸国からの私費留学生および海外へ1年間以上留学する日本人学生で、学業・人物ともに優秀な者。
2. 奨学生の専攻分野 特に指定はない。
3. 奨学金の額 1人あたり年間60万円。(月額5万円)
4. 給付期間 大学院在学中とし、原則として1年間。ただし、留学期間が計画より短縮され1年未満となった場合は、留学期間とする。
5. 学内での広告 募集要領の掲示、該当学部への伝達などにより、広告する。
6. 担当教授の推薦  
給付申請書の提出 希望者は、担当教授の推薦を受けて給付申請書及び学業証明書を学内のとりまとめ部署へ提出する。
7. 学長ないし研究科  
長の選考・基金事  
務局への申請 学長ないし研究科長は、担当教授の推薦者の中から2名を上限として選考し、基金事務局宛、給付申請書及び学業証明書\*を送付する。海外へ留学する日本人学生は留学計画書と留学先大学の入学許可証等(写)も送付する。  
\*… 正本。正本の用意が困難な場合は大学による「原本と相違なきこと」の確認印が必要。  
  
< 選考委員会がある場合は、同委員会に学内選考を委ねる。 >
8. 申請先・住所 〒810-8693 福岡市中央区大手門1丁目8番3号  
公益信託 椎木正和記念アジア留学生奨学基金 事務局  
福岡銀行産業金融部 ストラクチャード・ファイナンスグループ 宛
9. 申請期限 令和4年5月9日(月) 必着
10. 運営委員会の選考 各大学の推薦者の中から、当基金の運営委員会が奨学生を選考する。
11. 奨学金の給付 令和4年7月に各人宛年間相当額60万円を給付予定

## 公益信託奨学基金の要項

1. 名 称 公益信託 椎木正和記念 アジア留学生奨学基金
2. 信託の種類 税制上の優遇措置のある特定公益信託
3. 委託者 椎木正和(※) 元・三洋信販株式会社 代表取締役会長  
※備考 権利継承者：椎木健臣（委託者は平成28年7月16日逝去）
4. 受託者 株式会社 福岡銀行
5. 設定趣旨 私費留学生に対する奨学育英事業等による前途有為な人材の育成および国際化著しい福岡県の国際親善への寄与。
6. 事業内容 福岡県内の大学の大学院に在学する者でアジア諸国からの私費留学生および海外へ留学する日本人学生で、学業・人物ともに優秀な者に対する奨学金（一人当たり年額60万円）の給付。  
原則として、基本財産は取り崩さず、給付金は運用収益の範囲内。
7. 財産規模 椎木氏より、6千万円を5年間にわたって寄付を受け、現在合計3億円の財産規模。
8. 募集要領 毎年3月以降、各大学に募集を行い、学長ないし研究科長の推薦を受けた者の中から、運営委員会の選考を経て奨学生を決定し、7月に奨学金を給付。
9. 信託管理人 村田 義郎 氏(㈱エム環境デザインシステム 代表取締役社長)
10. 運営委員  
石橋 達朗 氏（九州大学総長）  
梶山 千里 氏（福岡女子大学最高顧問）  
久保 千春 氏（中村学園大学学長）  
朔 啓二郎 氏（福岡大学学長）  
松尾 太加志 氏（北九州市立大学学長）

以上 5 名